社說

速に內を始末して外に向ふ可し

政變匆々の際、政府は內の始末に忙はしく世人も亦外交を語るもの稀なりと雖も前政府が遺土産として現任者に遺したる問題は內政よりも寧ろ外交に於て多しと云ふ次第は近々朝鮮の有樣を見る可し自然の成行に放任すれば恰も智慮なき小兒を野に棄てたると同樣にして自から斃れざれば猛獸の餌食と爲るは明白なれば親類の緣ある日本は否やでも引受けて世話せざる可らずいよ／＼世話するに付ては第一に鐵道を敷き道路を開きて交通を便にすると共に內地を開放し土地所有權を許さしめて盛に日本人を入るゝなど施設す可きもの少なからざるのみか一步を進めて支那の方面を見れば一層深く心を勞す可きものあり各國の土地侵略は目下の所先づ一段落を告げたるが如くなれども其實權實利の侵略は寸時も止むことなし一方が鐵道敷設權を取れば他の一方は鑛山開掘權を收め甲が財政權を握らんとすれば乙は兵馬の權を偸まんとするなど四方八面より蠶食甚だ盛なる此時に當り日本は獨り袖手傍觀するを得るか支那の存亡は日本の安危に關するもの大なりとすれば之を助けて是非とも其獨立を全うせしめざる可らず獨立を全うせしむるには兵馬の訓練、財政の整理、人材の養成等着手す可きもの多し指導者たる日本の責任重しと云ふ可し或は又不幸にして其獨立は到底望みなしとならば別に處する所なかる可らず存亡與に支那の方面の外交は頗る多事なる其上に南方を眺むれば更らに切迫の問題あり即ちフイリッピンの處分にして米國に於ていよ／＼拋棄とあらんには各國の保護國とするなり反徒の自治に任するなり若しくは列國の間に分つなり何れにしても日本は關係者の一人にして今日直に其方針を定めて着々步を進めざる可らず北に於ても南に於ても日本の經營を促ずもの多し而かも其事は何れも重大にして國家百年の利害に關せざるはなし此時に當り只內事に汲々として外を顧みるの遑なきが如き政府の本分を盡したるものと云ふ可らず內政の始末或は難きこともあらんと雖も民黨政府が其特色として是非とも實行す可き所のものは何れも利害の明白なるものにして擧て[illegible]するを要せず例へば行政整理の第一着は官吏の任免にして役所の弊風を改むるが爲めに人物[illegible]代の必要は云ふまでもなき所なれば[illegible]々と[illegible]代せしむ可きのみ別に[illegible]も入るものに非ず次に[illegible]殊に[illegible]の多きに驚くるは[illegible]も認むる所なれば[illegible]に過ぐるだけの[illegible]を非免する[illegible]に於て[illegible]の[illegible]もある可らず次は無用なる官衙の廢止にして中には利害の明白ならざるものもあらんと雖も警視廳廢止の如き民黨の[illegible]て主張したる所にして最早や議論は無用なり即刻斷行す可きのみ又財政の始末とても細目に至れば自から思案す可きこと多からんと雖も要は大に酒稅を增し歲入の不足を補充するまでの事にして何の面倒もある可らず目下內政上に於て政府の始末す可き問題は何れも簡單明白にして大抵立談の間に決すべきものゝみなるに然るに實際に於ては混雜紛擾、一吏員の進退、一官衙の存廢も容易に決すると能はず行政整理委員會の如き恰も松方內閣時代の委員會と同樣の觀あるは優柔不斷と云ふの外なし特に笑ふ可きは外務大臣問題なり憲政黨中人多しと雖ども苟も外交の智識經驗ある者は先づ大隈一人にして差當り他に代る可き者なきは明々白々なるに如何なる譯けにや過日來其椅子を勸さんとして或は伊東を擔ぎ出し若しくは星を推薦し果ては江原片岡尾崎大石の輩を候補に擬するなど擦た揉だの大騷ぎして話は再び元に立返り矢張り大隈に非ざれば治りが付かぬとは誠に小兒の戲にして殆んど評するの辭なし今は實に四邊多事の秋なり徒に兒戲を演じて事を弄ぶ可き場合に非ず一刻も速に內の不始末を始末して外に向ふ可し國民も今日までは辛抱して敢て苦情を云はざれども今後も尚ほ斯る有樣ならんには忽ちに非難の聲を發す可きは疑を容れず內に於ては國民の不平あり外に對しては寸步も進むを得ず政府は何に依て立つことを得んや今日の要は只果斷決行に在るのみ改革す可きは颯々と改革して全力を外に注がんこと國の爲めにも政府自身の爲めにも我輩の切に忠告する所なり

○バクテリア物語（六十八）

サイローの事

サイローの取扱に於て百姓は又疑もなく細菌學上の一大問題を取扱てるので御在ます動物の冬季の用に供せんが爲め夏季に成長した食物を貯へ置かんとするに就き百姓は普通バクテリアの活動に由て妨げられてます若しも此食物を濕たなりに置きますと必ず分解を起し間もなく[illegible]し食物に適しなく成ります夫れ故百姓は食物の或種類を乾燥するの必要を見る例へば麥（ー）の如き其一例である或種類の食物は斯の如くして貯へる事が出來ますが他の種類のものは斯樣に處理するとが出來ません例へば玉蜀黍の莖の如き畑に茂生する植物の多くは纖維の柔き食物な[illegible]れ[illegible]までは價のないものである、百姓は實驗と[illegible]とに據てバクテリア成長を制御して以て[illegible]を得るの方法を發見致しました是は即ちサイローを用ゐるとである

サイローは手丈夫に拵へられた大きな箱で頂の方だけが開てますサイローの內には綠色食物（即ち玉蜀黍の莖等を云ふ）がギッシリ詰込められて一杯に成れば即ち空氣の近寄り得可きは唯その表面のみである是等の狀情の下に在ては食物は濕て居ても而も其通常の發酵及び腐敗を起すことなく數箇月の其間品質を敗壞せしむることなしに貯へ得られます斯るサイローの中なる食物は最初詰込まれてより數箇月の後に取出して見るに尚ほ食用に供す可き善良なる狀情に於てあることの發見されます成程その特質の稍變性するは事實であるが併し敗壞したのではなく家畜は爭て之を食べます

サイローの內に在る間に食物に起る所の變化の素性に於ては我々は未だ甚だ無知識である食物は發酵から保全されてません則ちサイローが徐々に詰込まれる時には明白爭ふ可らざる發酵が起りまして其爲め綠色食物は高度の温（華氏百四十度乃至華氏百六十度）に高められます此發酵の熱は斯る高度の温に於ても尚ほ且容易に成長する所のバクテリアの某種に由て生じられてるので御在ます、發酵はサイローの內の空氣をば某區域まで用ひ盡して物材の沈澱を惹起しますが此沈澱物材は尚ほ一層、空氣を隔絶する便を成します第一發酵は間もなく止みて其後は唯徐々たる變化のみが起りますが某酸生（アシッド プロデューシング）バクテリアは其後間もなく徐々に成長し始めて暫く經つとサイレージ（即ちサイローの內に在る秣）は醋酸發生の爲めに稍酸ッぱく成ります併し空氣の隔絶と密に詰込みたる事と濕氣の少量とは則ち能く通常腐敗バクテリアの成長を阻止むるに足るものゝ如くサイレージは長らくの間、良質を保てます又サイローを充す他の一法に於ては綠色食物を極手早く詰込み之をして群集せしむるの結果、空氣を出來る限り初發に隔絶して仕舞ます是等狀情の下に於ては濕氣を空氣との缺乏が發酵を大に豫防致します其處で成長するは唯、酸生有機體のみであるが是とて唯極めて徐々に成長するのみで御在ます扨込みの緩急二法、孰れに於ても事の主要の結果は通常の腐敗バクテリアが多分、充分なる酸素と濕氣との缺乏の其爲め成長を阻止められて以て敗壞の豫防せらるゝと云ふ一事である是と等しく密に詰込まれたる食物例へば堅く壓搾したる乾酪の如きも通常腐敗バクテリアの成長に右と同樣に不利なる狀情を與へます併し此事に關する我々の知識は尚は未だ甚だ狹少である然れどもサイローを首尾よく取扱ふ事はバクテリアの適切なる取扱法に在て存するとの一事だけは我々の熟知してる所で御在ます

○日佛小包郵便交換條約

昨日勅令として左の通り公布ありたり

朕明治三十一年二月二十二日東京に於て朕が全權委員と佛蘭西共和國全權委員の記名調印したる價格無表記小包郵便物交換條約を批准し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治三十一年八月十七日

內閣總理大臣兼外務大臣　伯爵大隈重信

遞信大臣　林有造

日本及佛蘭西間價格無表記小包郵便物交換條約

日本國皇帝陛下及佛蘭西共和國大統領ハ千八百九十一年七月四日維也納條約ニ準據シ日本國ト佛蘭西國トノ間ニ價格無表記小包郵便物ノ交換ヲ施設セムト欲シ條約締結ノ事ヲ決定シ各其ノ全權委員トシテ左ノ者ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下ハ其ノ外務大臣正三位勳一等男爵西德二郎

及佛蘭西共和國大統領ハ日本帝國駐箚代理公使シュバリエー、ド、ラ、レプロン、ヂヌール伯爵ド、プールタレー、ゴルジエー

右全權委員ハ雙方互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ茲ニ協議決定セル條款左ノ如シ

第一條

第一項　日本ヨリ佛蘭西及亞爾是利ヘ幷ニ佛蘭西及亞爾是利ヨリ日本ヘ重量五「キログラム」以下ニシテ價格ヲ表記セザル小包ヲ小包郵便物ト稱シ之ヲ發送スルコトヲ得

第二項　兩國郵政廳ハ其ノ規則上支障ナキトキハ價格表記若ハ代金引換小包郵便物ニ適用スベキ條款及郵便料金ヲ他日合議決定スルノ權利ヲ有スルモノトス

第二條

日本及佛蘭西郵政廳ハ助成金ヲ下付スル郵便船ヲ以テ兩國間ニ於ケル小包郵便物ノ海運ヲ擔當スベシ

第三條

小包郵便物ノ料金ハ前納セザルベカラズ

第四條

日本發佛蘭西及亞爾是利宛若ハ佛蘭西及亞爾是利發日本宛小包郵便物一個ノ郵便料ハ左ノ如シ

甲	佛蘭西陸路遞送料	五十「サンチーム」
乙	日本陸路遞送料	五十「サンチーム」
丙	海路遞送料	三「フランク」
	合計	四「フランク」

第五條

第一項　佛蘭西本國ト亞爾是利及古爾西トノ間ニ於ケル小包郵便物ノ遞送ニ付テハ一個ニ付更ニ海路遞送料トシテ廿五「サンチーム」ノ增郵便料ヲ課シ差出人ヨリ之ヲ徵收スベキ亞爾是利及古爾西ノ內地ヨリ發シ又ハ其ノ內地ヘ宛タル小包郵便物ハ尚一個ニ付廿五「サンチーム」ノ增郵便料ヲ徵收ス此增郵便料ハ前記同樣差出人ノ負擔ニ屬スベキモノトス此レ等ノ增郵便料ハ場合ニ依リ日本遞信省ヨリ佛蘭西郵政廳ヘ支拂フベシ

第二項　日本遞信省ハ日本ト佛蘭西及亞爾是利トノ間ニ交換スル小包郵便物一個ニ付陸路遞送料トシテ五十「サンチーム」迄ノ增郵便料ヲ課シ差出人ヨリ徵收スルコトヲ得此ノ增郵便料ハ場合ニ依リ佛蘭西郵政廳ヨリ日本遞信省ヘ支拂フベシ

第三項　佛蘭西政府ハ日本及佛蘭西本國間ニ交換スル小包郵便物ニ對シ二十五「サンチーム」ノ增郵便料ヲ徵收スルコトヲ得

第六條

小包郵便物ノ差出人ハ二十五「サンチーム」以內ノ手數料ヲ出納セバ其ノ到達證ヲ受領スルコトヲ得此ノ手數料ハ全部差出國郵政廳ノ所得ニ屬スルモノトス

第七條

名宛國ハ小包郵便物ノ配達料及稅關ニ於ケル諸手續執行料トシテ一個ニ付合計二十五「サンチーム」以內ノ手數料ヲ受取人ヨリ徵收スルコトヲ得

第八條

本條約ヲ適用スベキ小包郵便物ニハ第四條、第五條、第六條第七條及第九條ニ規定スル郵便料及手數料ヲ除キ其ノ他ハ何等ノ料金ヲモ課收スルコトヲ得ズ

第九條

受取人ノ住所移轉ニ依リ兩國中ノ一方ヨリ他ノ一方ヘ小包郵便物ヲ再發スルトキ幷ニ配達シ難キ小包郵便物ヲ返還スルトキハ第四條、第五條及第七條ニ定ムル郵便料及手數料ヲ更ニ受取人又ハ場合ニ依リ差出人ヨリ徵收ス但シ差出國ヘ小包郵便物ヲ再發スベキトキハ其ノ關稅ヲ取消スベシ

第十條

信書若ハ通信文ノ性質ヲ具フル書類又ハ稅關若ハ其ノ他ニ關スル法律規則ニ依リ遞送ヲ許サザル物品ヲ包有スル小包ハ郵便ニ依リ之ヲ發送スルヲ得ズ

第十一條

第一項　不可抗力ノ場合ヲ除クノ外小包郵便物亡失、損傷シ又ハ竊取セラレタルトキハ差出人又ハ差出人不在ナルトキ若ハ差出人請求アルトキハ受取人ハ其ノ亡失、損傷又ハ竊取ヨリ生ズル損失ノ實額ニ相當スル賠償ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ賠償額ハ小包郵便物ノ重量三「キログラム」以內ノ區別ニ隨ヒ十五「フランク」若ハ二十五「フランク」ヲ超過

スルコトヲ得
ノ返還ヲ受ク
第二項　賠償金
ルモノトス但
單中ニ於テ之
政廳ニ對シ責
第三項　小包郵
達シ又ハ再發
第四項　差出國
タモ賠償請求
價ノ責アル郵
ベシ
第五項　賠償ノ
シ一箇年以內
賠償ヲ受タル
第六項　兩國交
ハ爭論セザレ
定シ難キ場合
スベシ
第七項　郵政廳
ノ責ヲ免ルヽ
第十二
各郵政廳ハ小包
ト認ムル非常ノ
ルコトヲ得但シ
シ至急ヲ要スル
第十三
本條約中明文ナ
ルモノトス
第十四
締盟兩國郵政廳
ノ實施ヲ確實ニ
ヲ指示シ幷ニ該
第十五
日本遞信省及佛
出納條約ニ準據
爲ニ他ノ一方ノ
ノ交換局間ニ交
第十六
佛蘭西政府ハ鐵
セシムルコトヲ
ズル地方ニ發着
佛蘭西郵政廳ハ
實ニ施行セシム
ト協商約束スベ
佛蘭西郵政廳ハ
付ナハ之ガ
第十七
本條約ハ批准交
ベキ日ヨリ之ヲ
本條約ハ左ノ如
甲　締盟兩國
遵知シタ
乙　日本帝國
トキ
第十八
本條約ハ批准ヲ
ニ於テ交換スベ
右證據トシテ兩
明治三十一年

天佑ヲ保有シ萬
寄ヲ見ル有衆ニ
朕曩ニ佛蘭西
治三十一年二月
シタル價格無表
熟檢シタルニ善
ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀
東京宮城ニ於テ
御名

○內務省
縣各黨派別
保局に於て調
ば左の如し
憲政
國民協
無所屬
合計
內　再

○岐阜外二
及び三重の四
日岐阜市に於